

## 「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～ 会則

(名称)

第1条 本会の名称は、「生活充実講座」を地域に広める会～みちみち～と称する。

(事務所)

第2条 本会の事務所は代表宅に置く。

事務所:三原市中之町3丁目40-21 岡田宅

代表:宮原 幸司

(構成)

第3条 本会の会員は、三原市内に住所を有するもの、又は通勤通学しているもの。当会の活動に理解し、協賛するもの。

(目的)

第4条 「生活充実講座」を地域に広め、市民が生涯にわたって生きがいを感じ満足した生活を送ることができるように支援する。

(活動)

第5条 前項の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1)「生活充実講座」の運営
- (2)学習会
- (3)定例会議

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1)代表 1名 :会を代表し、会務を総括する
- (2)副代表 若干名 :代表を補佐し、代行する
- (3)事務局 若干名 :事務処理をする
- (4)会計 1名 :会費の徴収、経費の支払い等の事務処理をする
- (5)監査 2名 :本会の会計並びに会務を監査する

(会議)

第7条 本会の会議は偶数月に行い、活動方針の確認、準備を行う。

また、総会は年1回とする。

なお、会議及び総会は必要が生じた時は臨時に開催する。

(議決事項)

第8条 総会は次の事項を議決する。

- (1)事業計画及び予算
- (2)事業報告及び決算報告
- (3)役員を選任
- (4)会則の改廃

議決には会員の過半数の同意を必要とする。

(経費)

第9条 本会の経費は会費、及び寄付金等による。

(会計年度)

第10条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、3月31日終わる。

(その他)

第11条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は役員会に諮って代表が別に定める。  
突発的なことが起こった場合、代表が定めて、それを総会で審議する。

附則

この会則は、令和2年4月1日より施行する。

令和3年4月11日に代表を交代した

令和4年4月10日に第6条(役員)を変更した

令和5年10月8日に代表を交代した、第2条(事務所)、第3条(構成)、第7条(会議)を変更した